

令和 8 年 6 月〇〇日

(名称) 太子町地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
太子町においては、令和 5 年 12 月まで富田林市内（喜志駅）へ通じる幹線交通である喜志循環線と羽曳野市（上ノ太子駅）への幹線交通も含めて、金剛自動車(株)によるバス運行が行われていた。町域内についてはコミュニティバスにより構成される公共交通機関網があり、幹線交通と併せて共に大阪市内やその他市町村への通勤・通学やPL病院や富田林病院、買い物施設など町民の日常生活機能を担っており、車を交通手段としない住民を中心に、生活に必要不可欠な交通として機能していた。 しかし、令和 5 年 12 月 20 日をもって金剛自動車(株)によるバス事業が廃止され、以降、富田林市内（喜志駅）及び羽曳野市（上ノ太子駅）へ通じる幹線交通について路線を維持するため、富田林市内（喜志駅）については協力事業者である近鉄バスにより、また羽曳野市（上ノ太子駅）についてはそれまで運行していたコミュニティバスにより路線の維持を行うこととなった。 それぞれの実施主体・費用負担については行政となるため、以前に比して行政負担の増加が見込まれる中、町民の通勤・通学、通院、買い物を中心とした生活に不可欠な当該路線を存続していくことが必要となる。 そのため、地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統）により、春日・畑線、太子中央循環線、上ノ太子駅町内循環線、総合福祉センター役場線、畑・山田役場線、太子・役場線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくものである。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標 ・太子町コミュニティバス路線の利用者数を平日 200 人/日、休日 70 人/日（現況値の推計 平日 150 人/日、休日 50 人/日）とする。 ・太子町コミュニティバス路線の収支率を 30%（現況値の推計 23%）とする。 ・太子町コミュニティバス路線の公的資金投入額を 45,000 千円/年（現況値の推計 48,000 千円/年）とする。 （太子町地域公共交通計画 P54・55 参照）
(2) 事業の効果 路線を維持することにより、住民の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。
3. 2 の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
・交通事業者の事業廃止による代替交通について、地域にあった地域公共交通網に再編の検討を行う。（太子町） ・利用状況やニーズに合わせ、より利便性、効率性、持続性を向上させていくことを目的に、ダイヤやルートの見直し等を継続的に検討する。（太子町）

- ・低床化車両を導入する（太子町）
- ・スマートフォン等を用いたキャッシュレス決済の導入を検討する。（太子町）
- ・バス停の案内表示や住民へ周知する公共交通情報等について、より分かりやすい情報を発信する。（太子町）
- ・公共交通の利用促進や外出を促すイベント、町が実施するイベントでのバス活用、教育機関と連携したモビリティ・マネジメント教育の推進、利用促進に資する事業を検討する。（太子町）
- ・地域公共交通に協賛する個人や法人・団体に対して、地域公共交通サポーター制度の導入を検討する。（太子町）
- ・道の駅や観光施設等のバス停での公共交通案内充実、観光施設等ホームページでの案内充実、公共交通を活用した周遊観光を推進する。（太子町）
- ・商業施設と連携したイベント、商業施設周辺でのより利用しやすいバス停設置を検討する。（太子町）
- ・運転免許返納者への特典制度を構築する。（太子町）

（太子町地域公共交通計画 P42～53 参照）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表 1 を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

【地域内フィーダー系統】

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る 6 路線（春日・畑線、太子中央循環線、上ノ太子駅町内周回線、総合福祉センター役場線、畑・山田役場線、太子・役場線）について、その運行に係る費用総額 48,000 千円のうち、太子町の負担額については、運行収入及び国庫補助金等を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・OD調査や実績集計をもとに地域公共交通会議で評価を実施。
- ・利用者アンケートを実施。

7. 別表 1 の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

- ・ 令和 7 年 6 月 13 日（令和 7 年度第 1 回）（書面開催）
地域公共交通計画改定版（案）のパブリックコメント結果報告。
- ・ 令和 7 年 8 月 22 日（令和 7 年度第 2 回）
自家用有償旅客運送者の登録変更について議論。結果、全員の委員から承認を得た。
令和 6 年度評価について議論。
施設等利用券の利用実績について議論。
- ・ 令和 8 年 1 月 27 日（令和 7 年度第 3 回）
令和 7 年度地域公共交通確保維持改善事業の事業評価について議論。
- ・ 令和 8 年 6 月〇〇日（令和 8 年度第 1 回）
本認定申請書並びに地域公共交通計画の軽微な変更に係る包括的合意について議論。

19. 利用者等の意見の反映状況

- ・ 令和 6 年度に実施したコミュニティバス利用者アンケート等により、利用状況や改善要望等を把握し、その結果を踏まえて令和 7 年 10 月にバス路線網及びダイヤの改正を実施した。
- ・ また、令和 7 年 5 月には地域公共交通計画改定版に係るパブリックコメントを実施し、住民等からの意見把握を行った。
- ・ 地域公共交通会議には、区長会、各種住民団体の代表、町議会議員の代表及び公募住民が参加しており、多様な視点から意見集約を行っている。今後も利用者アンケート等を通じて意見把握を継続し、必要に応じて運行内容や利用促進策等に反映していく。

20. 補助対象系統がまたがる市町村の地域公共交通計画への位置づけについて

以下の理由から、春日・畑線、太子中央循環線、上ノ太子駅町内周回線が跨る羽曳野市の地域公共交通には補助対象系統としては位置づけていない。

- ・ バス停は、羽曳野市域である上ノ太子駅前にあるが、その他のバス停は全て太子町内にある。加えて、羽曳野市域へ入る上記 3 路線は主に太子町民の生活交通として必要なもので、羽曳野市の認識としては、バスが市域を乗り入れることは従前から、また今後も支障ないものと捉えている。
- ・ また、路線系統が通過する羽曳野市飛鳥地区は、地区住民の公共交通機関としては近鉄電車があり、最寄りの駅は上ノ太子駅である。同地区住民は同駅から半径約 1 km 圏内に居住しているので、基本的には徒歩で駅まで移動しており、このことから最も関与が高い羽曳野市の飛鳥地区住民は基本的には太子町のコミュニティバスは利用しないものとして捉えており、羽曳野市はその生活交通として特段の位置付けを行っていない。
- ・ また、路線系統があるので、羽曳野市民が全く利用しないとは言いきれない点はあるが、羽曳野市においては太子町の地域公共交通の運行に費用負担はしておらず、同市での補助申請も行う予定はない。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 大阪府南河内郡太子町大字山田 88

（所 属） 太子町 まちづくり推進部

地域整備課

（氏 名） 西本武史

（電 話） 0721-98-5523

（e-mail） hisyo@town.osaka-taishi.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらずとも差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記２．・３．については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。